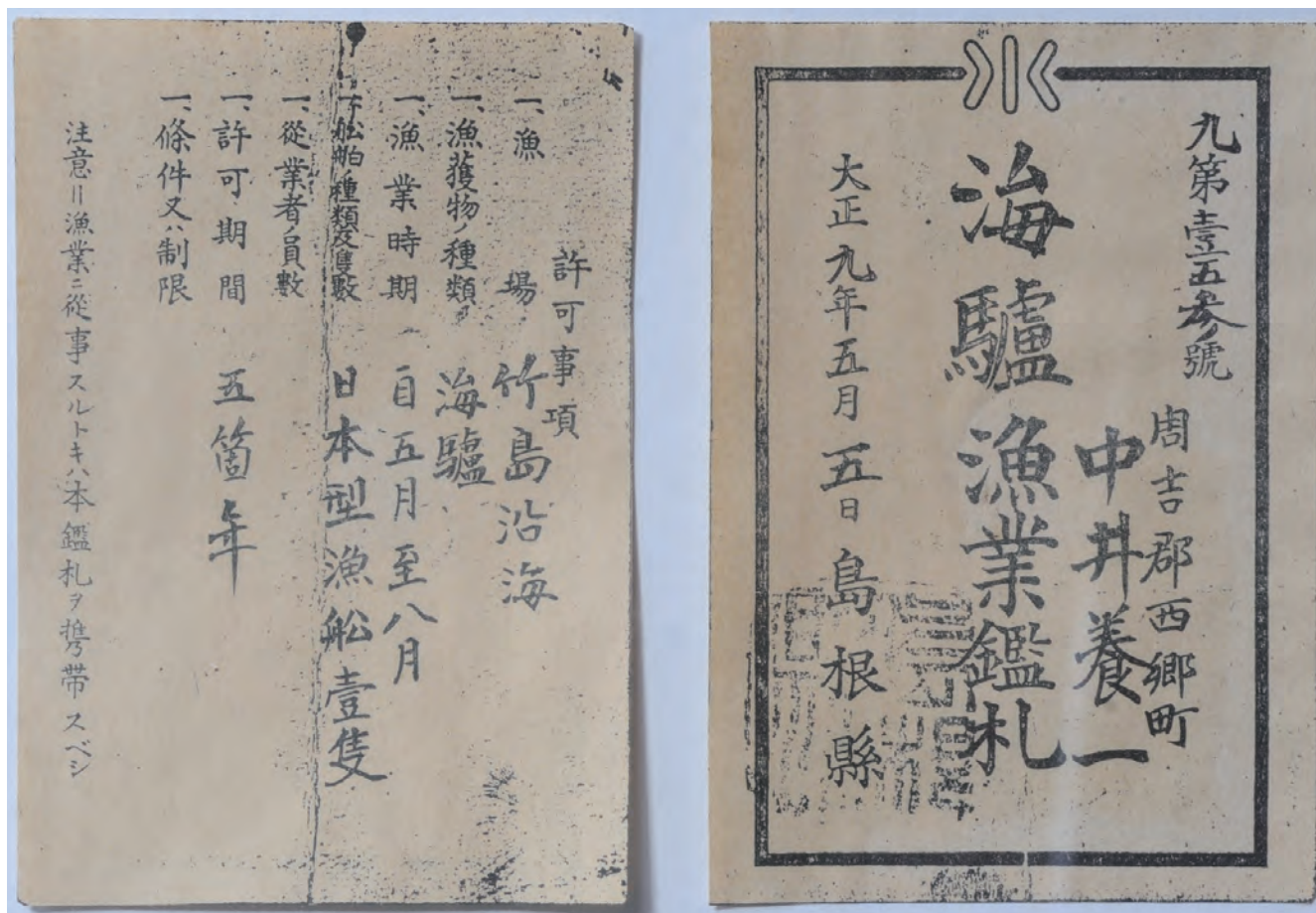


時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許認可)

## 竹島におけるアシカ漁業の許可証明(漁業鑑札)

## No.26 海驢漁業鑑札

報H26/P12 1920年(大正9年)5月5日



所蔵: 隠岐郷土館

## 資料概要

漁業鑑札(大正9年、昭和4年、昭和9年、昭和18年)、漁業許可証(昭和28年6月10日)、「舞鎮第1320号の257ノ3」竹島の土地使用許可(昭和16年11月28日)。いずれも複写。

作成年月日	1920年(大正9年)5月5日、1929年(昭和4年)1月21日 1934年(昭和9年)1月20日、1941年(昭和16年)11月28日 1943年(昭和18年)11月12日、1953年(昭和28年)6月10日
編著者	-
発行者	島根県
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	隠岐郷土館
利用方法	隠岐郷土館で閲覧する(ホームページ掲載写真の利用は 隠岐の島町総務課竹島対策室へ問い合わせを行う)

## 内容見本

九第壹五參號  
周吉郡西郷町  
中井養一  
海驢漁業鑑札  
大正九年五月五日  
島根縣  
許可事項  
一、漁場 竹島沿海  
一、漁獲物ノ種類 海驢  
一、漁業時期 自五月至八月  
一、船舶種類及隻數 日本型漁船壹隻  
一、従業者ノ員數  
一、許可期間 五箇年  
一、條件又ハ制限  
注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ